

平成15年6月2日

企画・評価部

JICA環境社会配慮ガイドライン第9回改定委員会

(平成15年6月2日(月) 14:00~17:00 JICA 東京国際センター講堂)

1. 第8回改定委員会以降の事務報告
 2. ビューローによる打ち合わせの報告
 3. 論点の協議
 - I. 基本的事項
 2. ガイドラインの目的
 3. ガイドラインの適用範囲
 4. 計画アセスメント(戦略的環境アセスメント)
 5. 環境システムの適用
 - II. 手続き
 1. 環境社会配慮の確認と支援
 2. 情報公開
 3. 相手国の情報公開
 4. ステークホルダーとの協議
 5. モニタリング
 6. フォローアップ
 4. 次回以降の改定委員会の予定
 - (1) 第10回改定委員会
6月20日(金) 14:00~17:00 JICA 広尾訓練研修センター講堂
 - (2) 第11回改定委員会
6月27日(金) 14:00~17:00 JICA 国際協力総合研修所国際会議場
- 資料1 基本的事項 (EC.9/2)
- 資料2 手続き (EC.9/3)
- 資料3 今後の改定作業 スケジュール案 (EC.9/4)
- 資料4 戦略的環境アセスメント (EC.9/5-1~5)
- 資料5 紛争国・紛争地域や軍事政権下での環境社会配慮の特性について (EC.9/6)
- 資料6 JICA 広尾訓練センター位置図 (EC.9/7)

1. 第7回改定委員会以降の事務報告

(1) ガイドラインの法的な位置付けと適用範囲について

澤井委員より各委員に対し、5月26日にJBICの業務方法書に「別途定める環境配慮のためのガイドラインを指針とし、業務運営を行う」と記載されていること、適用範囲については個々のプロジェクトレベルで判断が明確で、具体的に対応できるものについて確認することが基本的考え方であることが紹介された。5月28日に森嶋委員より、JICAのガイドラインもJBICと同様に業務方法書に記載し位置づけを明確にする必要があること、適用範囲については澤井委員と同意見であり、要素を一律的に定めるのは適切ではないとの意見表明があった。

(2) ガイドライン改定作業スケジュール案（第2版）の作成

4月当初の案に改定委員会を3回追加するスケジュール案を事務局が作成した。(EC. 9/4)

2. ビューローによる打ち合わせの報告

3. 論点の協議